



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 31, 2023年1月～2月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年1月～2月）

内容

A: 英 FCA、財務的に困難な状況にある顧客への対応にかかるガイダンス案を公表（1月11日）3
B: EIOPA、消費者トレンド・レポートを公表（1月18日）4
C: 英 PRA、2022年保険ストレス・テストの結果を公表（1月23日）5
D: 瑞 FINMA、気候リスクの管理にかかるガイダンスを公表（1月24日）6
E: 英 FCA、消費者保護のための取組みの加速を懇請（1月25日）7
F: 英財務省、保険会社の破綻処理の枠組み案を公表（1月26日）8
G: 豪 APRA、2023年の監督上の優先課題を公表（2月2日）9
H: EIOPA、損保のインパクト引受にかかるパイロット調査を実施（2月6日）11
I: EIOPA、2022年第3四半期のリスク・ダッシュボードを公表（2月7日）13

A: 英 FCA、財務的に困難な状況にある顧客への対応にかかるガイダンス案を公表（1月11日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、3月11日を期限として、「財務的に困難な状況にある顧客を支援するための保険会社向けガイダンス」（案）を市中協議に付した。同ガイダンス案は、FCAが2020年10月に公表した「コロナウイルスと財務的に困難な状況にある顧客：保険会社と保険料を融資する会社（premium finance firms）向けの追加的なガイダンス」に置き換わることが予定されている。
- 同ガイダンス案の主な内容は以下のとおり。なお、2020年10月のガイダンスにおける「プレミアム・ファイナンス」にかかる箇所は、別途検討が行われる予定である。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンスの目的は、保険会社が財務的に困難な状況にある顧客に対して良い結果（good outcomes）を提供するために行動することをサポートすること。 保険会社は、①財務的に困難な状況が顧客に与える影響を低減し、②顧客が購買可能な適当な水準の保険を保有できるようにし、③顧客が自身にとって重要である適切な保障を失うリスクを低減するため、提供できるオプションを検討すべきである。
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 保険版のビジネス・コンダクト・ソースブックの適用対象である者（非投資型の保険契約について、販売、契約の締結、広告・宣伝等を行う者。本記事において保険会社と言う。）。
対応すべき時期	<ul style="list-style-type: none"> 顧客が「財務的に困難な状況にある」と保険会社に申し出た時。保険料の支払いが困難である場合や、財務的に困難な状況にあることを理由として、保障の減額や変更を行おうと考えている場合を含む。 顧客が保険会社に申し出していない場合であっても、保険会社が「顧客が財務的に困難な状況にある、もしくは、そうなる可能性が高い」と判断する場合には、保険会社は合理的な対応を行わなければならない。 財務的に困難な状況にあることを示す指標には、支払い期限を過ぎても保険料が支払われないこと、顧客にとって重要な保険の解約の申し出があったこと、職員が顧客の状況に気付いたこと、などが含まれ得る。
検討すべき対応	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社が検討すべき対応には、以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> - 顧客のリスク・プロファイルの再評価 - 代替として顧客に提供できる商品の検討 - 保障の範囲の変更 - 顧客自身にとって重要な保険契約の解約を回避するための、契約者との連携（一時的な保険料の猶予（forbearance）を含む。） - 上記に伴う手数料の受領の適切性の検討
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、顧客が財務的な困難に直面した際に利用可能なサポートを認識し、理解できるよう、以下の様な措置を講じるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - ウェブサイト等における、十分に明確な、一般的な情報の提供

	<ul style="list-style-type: none"> - 潜在的に財務的に困難な状況にある顧客に対する、十分に明確な情報の提供 - 顧客が保険会社にコンタクトし易くするための対応
--	---

インプリケーション：英国FCAが志向するところは、日本における顧客本位の業務運営が目指すものと基本的な方向性は同じものであると考えられる。保険会社には、販売のみならず、販売後のフォローアップを含めた保全を重視していくことがより一層求められるようになるものと思料される。

(出所) FCA 'Financial watchdog consults about protections for insurance customers in financial difficulty'

B: EIOPA、消費者トレンド・レポートを公表 (1月18日)

- 欧州保険・年金監督局 (EIOPA) は、保険・年金商品を通じた消費者や中小企業のファイナンシャル・ヘルスの改善の状況を調査し、その結果をとりまとめた「2022年の消費者トレンド・レポート」を公表した。主な内容は以下のとおり。

全般	<ul style="list-style-type: none"> • この数年間、金融セクターが消費者の「ファイナンシャル・ヘルス (※)」の改善に貢献することに重きが置かれてきた。一定の改善は見られるものの、他方で、懸念は高まっている。 (※) ファイナンシャル・ヘルスは、「消費者および中小企業が、①いくつかの生じ得る財務的なショック (失職など) や非財務的なショック (傷害など) に対する十分な保障を確保し、②健康的なファイナンシャル・ライフにつながり、③金融上の目標 (適切な収益など) を実現でき、④退職後の収入保障を有することができる、保険・年金商品等にアクセスできること。」と定義される。
保険の利用可能性	<ul style="list-style-type: none"> • 2022年6月時点において、保険・年金商品へのアクセスは依然として低い状況にある。ある調査によると、欧州の消費者の3人に1人は、貯蓄性の商品を保有していない。保険の未加入者自体は極めて少ない (8%) もの、それは、自動車保険 (強制加入が必要。) や火災保険への加入が多いことによる。 • 現在のマクロ経済のトレンドは、保険の加入を控えざるを得ない、あるいは、保険料を支払うことができない、など、消費者 (特に、弱い立場にある消費者) にネガティブな影響を与えている。デジタルイゼーションは、保険料の低下などを通じて金融包摂を改善し得るものの、二重価格 (dual pricing) やデータ・プライバシー、サイバー・リスクなどの懸念も生じさせる。 • プロテクション・ギャップは、特に、大規模自然災害、旅行、火災、傷害・健康、サイバーなどの保険種目において見受けられる。また、システム的なイベントは、引受けできないリスクや高い保険料でしか引き受けることができないリスクの増大につながっており、それらは、消費者や中小企業のファイナンシャル・ヘルスに影響を及ぼす。加えて、約款における不明確さは、システム的なイベントが生じた際に消費者の不利益につながる。プロテクション・ギャップの拡大と約款の文言の曖昧さは、引き続き、監督上の優先事項である。
サステナビリティの観点	<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連の投資に対する消費者の意欲は高まっており、保険会社は、サステナビリティに配慮した保険・年金商品の提供を増加させている。信頼の低下や社会的な影響を回避するため、保険会社がサステナビリティに配慮しているという主張 (sustainability claims) を実証することは、消費者や社会のファイナンシャル・ヘルスに貢献するために重要となる。いくつかのEU加盟国においてグリーンウォッシングが見受けられており、約6割の監督当局がグリーンウォッシングに対応することを計画している。

顧客本位の 観点	<ul style="list-style-type: none"> 顧客本位の商品設計や販売プロセスは、消費者のファイナンシャル・ヘルスに大きく貢献する。商品設計や販売、商品のモニタリングやレビューのプロセスは改善しているものの、依然として、不十分な商品設計や、保険料に見合う価値を提供しないユニットリンク型の商品が販売されている事例も見受けられる。不十分な説明や利益相反も、引き続き、保険監督上の重点分野である。
-------------	---

インプリケーション：保険の利用可能性（プロテクション・ギャップを含む。）、グリーンウォッシング、顧客本位の商品設計や業務運営は、いずれも日本の保険セクターにも関係するテーマである。これらのテーマは、欧州大陸だけでなく、英国などでも課題として認識されていることもあり、各国・地域における今後の取組みは注目に値するとともに、日本にもインプリケーションを提供するものとなると思料される。

（出所）EIOPA ‘Consumer trends report sees progress on consumer-centric products with room for further improvement’

C: 英 PRA、2022 年保険ストレス・テストの結果を公表（1 月 23 日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、54社（生命保険会社16社、損害保険会社17社、ロイズ・シンジケート21社）が参加した、2022年保険ストレス・テストの結果を公表した。主な発見事項等は以下のとおり。

生命保険会社	<ul style="list-style-type: none"> 信用格付の低下、不動産価格の下落および長寿化が、生命保険会社のSCR比率の低下の大きなドライバーとなっている。そうした影響は、再保険や予定されているマネジメント・アクションの利用によって、一定程度低減され得る。保険会社は、信用格付の低下のリスクについて、リスク・アパタイトの水準を設定し、モニタリングするなど、リスク管理を適切に行う必要がある。 マッチング調整（MA）は、信用リスクの顕在化と同じタイミングで市場のシグナルを自動的に反映するものではないため、保険会社は、MAポートフォリオにおけるディストレス資産の脆弱性に対応できる必要がある。保険負債にかかる経過措置（TMTP）については、2032年1月の期限切れを念頭に置いた対応が必要である。 マネジメント・アクションについて、保険会社は、非投資適格資産を6～12か月以内に総額で80～90億ポンド売却することを想定しているものの、それは楽観的であると考えられる。保険会社は、市場の流動性や他の投資家の行動から生じるストレスの拡大なども踏まえ、ストレス状況下における資産の売却の実現可能性を検討しなければならない。
損害保険会社	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社は、主要な損失の低減手段として再保険に依存している。再保険プロテクションの利用可能性、契約の履行、構造的な適合性の重要性、再保険カウンターパーティの集中リスクのプロアクティブな管理の必要性を認識する必要がある。 ストレス・テストの結果、①巨大自然災害（二次災害や被害後の損害（PLA））、②サイバー（主な適用除外条項の特定）、③二次的なバランスシート項目（リスク・マージンおよび割引率の調整の水準の妥当性、税効果の勘案の適切性、未経過リスクにかかる調整の必要性）にかかる定量化に改善の余地があることが明らかになった。今の実務を継続すると、シナリオの影響を正しく評価できない可能性がある。 サイバー・リスクについて、サイバー・イベントの発生可能性の認識には各社で大きなギャップがある。追加的な資本の水準の比較可能性を確保するため、その認識をそろえていく必要がある。

	る。また、主要な免責条項が適用できない場合の影響の評価の能力にも、各社間で大きなばらつきがある。
--	--

インプリケーション：マネジメント・アクションの一環としての資産の売却について、その見通しが楽観的であると指摘されている点は注目に値する。2022年9月の英国の金融市場の混乱なども踏まえると、今後、例えば、再建計画や流動性リスク管理における資金調達的前提について、監督当局の目線がより厳しいものになることが想定される。

(出所) PRA ‘Insurance Stress Test 2022 feedback’

D: 瑞 FINMA、気候リスクの管理にかかるガイダンスを公表（1月24日）

- スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）は、気候リスクの管理にかかるガイダンスを公表し、監督上の期待を表明した。主な内容は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> • 本ガイダンスの目的は、気候関連の財務リスクにかかる事項について、銀行および保険会社の認識を高めること。
監督上の期待	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関には、国際的な基準や提言を受けて、前向きに対応していくことが期待される。それには、マーケットにおけるベスト・プラクティスを把握し、その実践に向けた取組みを行うことが含まれる。 • 気候リスクについて、金融機関には、ツールやプロセスを精査し、また、必要な場合には、それらを高度化していくことが求められる。データや計測手法など、実務上の課題は解消されつつあることから、金融機関が気候関連の財務リスクを管理するためのキャパシティを確保するとともに、重要な気候関連のリスクを特定し、評価し、管理することが期待される。
監督のアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> • FINMAは、国際的なプラクティスや基準設定機関による提言を評価し、自国における監督にそれらをどのように取り込むかを検討する。 • 監督のアプローチは、状況の変化に応じて、都度アップデートしている。現時点においては、特にカテゴリ1および2の規模の大きな金融機関に焦点をあて、それらの金融機関における気候リスク管理の状況を監督している。大規模な金融機関の場合、監督上の対話、サーベイ、また、必要な場合には、オンサイト訪問（on-site supervisory reviews）を行うことができる。 • FINMAは、また、気候シナリオ分析の実務にかかる情報収集を行っている。将来的には、金融機関における気候リスクの管理に対する監督を強化することを考えている。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> • FINMAは、気候関連の財務リスクの管理にかかる監督上の期待を上げていく。また、必要であると認められる場合には、より詳細な仕様（specifications）を策定する。 • 監督上の期待を表明することによって、気候リスクにかかるガバナンスやリスク管理、内部統制などについて、一般的な要件がどのように適用され得るかが明確になると考えている。 • FINMAは、銀行と保険会社の違いなどを考慮に入れ、リスクベースの監督を行っていく。

インプリケーション：FINMAが公表したガイダンスは、基本的には、各金融機関の自主的な取組みを奨励しているという点で、現時点では、日本における監督アプローチに近いものと考えられる。他方で、FINMAは、この分野における規制・監督の強化も示唆しており、今後の進展は注目に値する。

(出所) FINMA ‘FINMA Guidance 01/2023: Developments in the management of climate risks’

E: 英 FCA、消費者保護のための取組みの加速を懇請（1月25日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、消費者保護のための新たな規制である「消費者に対する責務（Consumer Duty、以下「CD」）」が2023年7月に施行されることを鑑み、大規模な金融機関を対象として、CDをビジネスに取り込むためのアプローチ（実施計画）のレビューを行った。主な発見事項は以下のとおり。

分野	好事例	さらなる取組みを要する分野
ガバナンスと監督	<ul style="list-style-type: none"> 多くの金融機関が、取締役会等の中で「CDチャンピオン」を任命するなど、CDの実践のための強固なガバナンスの枠組みを構築している。 金融機関の中には、リスク管理、コンプライアンス、内部監査などの部署がタイムリーにリスクの評価を行っているところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> CDの実践のための計画に具体性が無いものが見受けられる。 取締役会がCDの実践のための計画を精査していないケースもある。 CDチャンピオンを任命していない金融機関がある。
カルチャーと人	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、すべての職員がCDで求められている責務を理解できるよう、職員の教育プログラムを設けている。 CDを反映すべく、報酬やインセンティブの構造や収益管理の枠組みのレビューを検討している金融機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> CDをどのように企業のカルチャーや人材育成に取り込むかなどについて、具体性を欠く計画が多い。 いくつかの計画は、金融機関の現在のパーパスやカルチャー、バリューがCDとどのように整合するかを検討していない。
実践に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの金融機関は、マイルストーンを設け、また、成果物を明確にするなど、CDの実践に向けたタスクを実効的に設定している。 いくつかの金融機関は、CDの実践に必要なリソースを明確にコミットしている。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、CDの実践に向けた取組みの進展が遅い。タイムラインが不明確であるケース、リスクや優先度の評価の対象となる商品、サービス、コミュニケーション等を明確にしていないケース、CDの実践に必要なリソースを検討していないケースなどが見受けられる。
サードパーティ	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、商品やサービスのディストリビューション・チャンネルの中でサードパーティがどのように関与するかを理解できている。サードパーティと共通のアウトカム目標を設定している金融機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、主要なサードパーティとの関係やサードパーティへの依拠の状況を特定できていない。また、これらのサードパーティとの協働の必要性が計画において検討されていない。
4つのアウトカム	<ul style="list-style-type: none"> 4つのアウトカム（①商品とサービス、②価格と価値、③消費者の理解、④消費者のサポート）について、いくつかの金融機関は、リスクの高い（優先的に対応する必要のある）商品やサービスを特定している。 いくつかの金融機関は、商品やサービスの 	<ul style="list-style-type: none"> 施策の具体性を欠く計画が多い。 商品、サービス、コミュニケーションおよびカスタマー・ジャーニーについて、CDが求めるものとのギャップを分析する手法が不明確である。

	「公正な価値」とは何かを検討しているほか、情報提供の方法など、消費者の理解を高めるための施策を検討している。	
データ戦略	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、提供しようと考えているアウトカムが提供できていることを評価し、モニターするために必要なデータについて検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の様なデータについて検討していない。

インプリケーション：英国の金融機関が「消費者に対する責務」を実践する中で直面する課題などは、顧客本位の業務運営の高度化という観点から、日本の金融機関にも有意義なインプリケーションを提供するものになると思料される。今後、英国においてCDがどのように実践されていくのか、引き続き注視していくことが重要であると考えられる。

(出所) FCA ‘FCA highlights areas of focus for firms implementing the Consumer Duty’

F: 英財務省、保険会社の破綻処理の枠組み案を公表（1月26日）

- 英国財務省（HMT）は、4月20日を期限として、保険会社の破綻処理の枠組み（Insurance Resolution Regime: IRR）案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

全般	<ul style="list-style-type: none"> IRRの下では、イングランド銀行が保険会社の破綻処理当局（resolution authority: RA）となる。 適用対象：すべての保険会社（ソルベンシーIIの適用対象外の小規模保険会社を除く。）、金融持株会社、保険持株会社、保険会社のグループに属する被規制および非被規制事業主体、外国保険会社の英国支店等が対象となる（ロイズは対象外。）。ただし、多くの保険会社は（後述する）破綻の要件を満たさないものと想定される。 重要な機能（critical functions）：その機能の中断が、英国経済にとって重要なサービスや英国の金融安定を混乱させ得る、保険会社の活動、サービスもしくはオペレーション。重要性の程度は、同機能の代替可能性にも影響を受ける。HMTは、同定義に基づき、重要な機能を特定する権限を有する。
破綻処理の目的	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理の目的は、①英国の金融システムの安定の確保と強化、②英国の金融システムの安定に対する国民の信頼の確保と強化、③公的資金の保護、④破綻処理における保険契約者の保護、⑤人権と基本的自由（Convention Rights）に違反する財産権の侵害の回避、の5つ。
破綻の要件	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の破綻の要件（resolution conditions: RCs）は、①健全性監督機構（PRA）が、保険会社は破綻している、もしくは、その可能性が高い（FOLTF）と評価していること、②RAが、①の要件への抵触からの回復につながる施策の実施が合理的に見込まれないと評価していること、③RAが、公益を勘案すると、一つ以上の破綻処理の目的を達成するに際して、安定化権限（stabilisation powers）の行使が必要であると評価すること、④RAが、安定化権限が行使されない場合と同程度まで一つ以上の破綻処理の目的が満たされないと評価すること、の4つ。なお、保険会社が問題無くランオフできる場合、当該保険会社が要件①を満

	<p>たす可能性は極めて低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> • PRAは、①の判断をする前に、RAと協議しなければならない。RAは、②～④の判断をする前に、PRA、金融行為規制機構（FCA）およびHMTと協議しなければならない。なお、FOLTFの水準は、ソルベンシーIIIにおける監督上の介入の水準を参照することによっては定義されない。
安定化のオプションとセーフガード	<ul style="list-style-type: none"> • RAは、一つ以上の安定化のオプションを行使できる。ただし、公的資金に影響するオプションの場合には、HMTの事前の承認を必要とする。 • 安定化のオプションは、①保険会社のポートフォリオ（の一部）の第三者への移転（ブリッジ機関への一時的な移転を含む。）、②バイルイン（（有担保債権者や優先債権者の下位に位置付けられる保険契約者の）保険負債を含む債務の条件変更（restructuring）、修正（modifying）、制限（limiting）、減額（writing down））、③（ラスト・リゾート・ツールとしての）一時国有化、④資産負債の管理会社の設立、⑤保険管財人の任命、など。 • バイルインについて、金融サービス補償制度（FSCS）に保護される保険契約者の保険負債が減額されることとなる場合、清算時に適用される制限と同額までFSCSが補填する（top-up payments）。RAは、バイルインが、新たなビジネスを行うために必要な水準まで資本を増額する（recapitalise）ためではなく、ランオフが可能な水準に資本を回復する目的で用いることを想定している。なお、保険会社のリスク・プロファイルや資本構成は他の金融機関のそれと異なることから、保険会社について「自己資本と適格債務にかかる最低要件（MREL）」の様な規制を適用することは適当ではない。
破綻処理計画等	<ul style="list-style-type: none"> • PRAが策定している保険会社の市場からの退出のための計画（exit plans）と、IRRにおける事前の破綻処理計画（pre-resolution planning）とは別物である。 • 事前の破綻処理計画の要件は、RAが破綻処理の要件を満たす可能性があると考え、システム上重要な保険会社に適用される。システム上の重要性を判断する際、保険監督者国際機構（IAIS）が作成している国際的に活動する保険グループ（IAIGs）のリストは参考にされ得る。 • 破綻処理計画（resolution plans）について、再建・破綻処理計画の再建の要素はPRAの退出計画（exit planning）によってすでに枠組みとして存在している。

インプリケーション：英国における新たな保険会社の破綻処理の枠組みは、①保険負債もバイルインの対象となること、②バイルインの目的は、ランオフが可能な水準に資本を回復するものであること、③破綻処理計画と退出計画を区別していること、④「保険会社は破綻している、もしくは、その可能性が高い（FOLTF）」ことを判断する水準は、ソルベンシーIIIにおける監督上の介入の水準を参照する形で定義されないこと、などの点が特に注目に値すると考えられる。これらの点は、日本における大規模な保険会社の破綻処理の枠組みの再検討が行われる場合には、参考になるものと思料される。

（出所）HM Treasury ‘Insurer Resolution Regime: Consultation’

G: 豪 APRA、2023 年の監督上の優先課題を公表（2月2日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2023年の監督上の優先課題および規制上の優先課題をそれぞれ公表した。主な内容は以下のとおり。

監督上の優先課題
<p>【セクター共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 金融機関のレジリエンスの確保 <ul style="list-style-type: none"> - サイバー・レジリエンスの強化：金融機関の情報セキュリティにかかる健全性基準（CPS234）の遵守状況の評価を行い、必要に応じて、金融機関に対して取組みの改善を求める。また、サイバー・レジリエンスにかかる取締役会の実効性を評価する。 - オペレーショナル・レジリエンス：金融機関には、2024年1月に施行が予定されている「オペレーショナル・リスクの管理にかかる健全性基準（CPS230）」の実施に向けた取組みを進めることが求められる。 - 気候関連の財務リスク：気候脆弱性評価（CVA）の対象を損害保険会社に拡大する。 • ガバナンス、カルチャー、報酬および説明責任（GCRA）の高度化：金融機関のレジリエンスの基礎となるGCRAの高度化にかかる取組みを継続する。 • 破綻処理、再建および退出計画：再建および退出計画については、金融機関にそれらの高度化を促す。破綻処理計画については、対象となる金融機関と取組みを進める。
<p>【保険セクター】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険の利用可能性、購買可能性および持続可能性 <ul style="list-style-type: none"> - 自然災害の影響を受けた保険の購買可能性の低下（損保）、個人の就業不能所得補償保険（IDII）の持続可能性の確保（生保）、保険金の支払いの増加や医療費の高騰を受けた保険（健康保険等）の購買可能性などの懸念にかかる取組みを継続する。 - 損害保険：自然災害の頻度の増加、再保険コストの情報、厳しい経済環境、事業中断保険について生じた事象への対応などの観点から、リスク管理の高度化の取組みを検証する。 - 生命保険：IDIIの長期的な持続可能性を確保するため、同市場のモニタリングや同保険に対する資本チャージの十分性の評価などを行う。 - 健康保険：特に、内部資本十分性評価プロセスに焦点をあて、2023年7月に施行される新たな資本規制の枠組みの実施を確保する。また、外部のサービス・プロバイダーへの依存度の高さを踏まえ、事業継続計画や特定のサービス・プロバイダーへの集中リスクをモニタリングする。
規制上の優先課題
<p>【セクター共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 再建および破綻処理計画：破綻処理計画にかかる健全性基準（CPS900）、ならびに、再建および破綻処理計画にかかるガイダンス（CPG190およびCPG900）を2023年上半期に最終化する。同基準は2024年に施行予定。 • オペレーショナル・リスク管理：2023年上半期に、オペレーショナル・リスク管理にかかる健全性基準（CPS230）を最終化し、同基準にかかるガイダンス案を市中協議に付す予定。同基準は2024年に施行予定。 • 報酬の開示：報酬にかかる透明性の向上とリスク管理が重視されるインセンティブの付与の確保を目的として

<p>改正を行っている報酬にかかる健全性基準（CPS511）を、2023年上半期に最終化し、2024年から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガバナンス：ガバナンスにかかる健全性基準（CPS510）の要件を拡充し、2023年上半期に市中協議を実施し、2024年に最終化することを予定している。その他、適格性（fit and proper）にかかる健全性基準（CPS520）の改正やリスク管理にかかる健全性基準（CPS220）のレビューも予定している。 グループ監督：金融機関のグループ構造の複雑化を受け、財務上のレジリエンス、ガバナンス、リスク管理、破綻処理および競争の5つのトピックについて検討するため、2023年にディスカッション・ペーパーを公表する。また、グループ監督にかかる基準の改正案を2024年に市中協議に付すことを予定している。
<p>【保険セクター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命保険会社の資本規制にかかる4つの基準：市中協議に付している、ソルベンシー（LPS100）や資本の十分性（LPS115）等にかかる健全性基準を2023年3月までに最終化する。 保険リスクの管理：生命保険会社および損害保険会社の商品設計、引受、リスク管理にかかるガイダンスのレビューを2025年までに行うことを予定している。

インプリケーション：APRAがセクター共通の監督上の優先課題として挙げている、①金融機関のオペレーショナル・レジリエンスの確保、②サステナビリティ、③ガバナンスとカルチャーは、多くの国・地域の監督当局が考える監督上の優先課題と共通するものである。オーストラリアに拠点を有する日本の金融機関は、それらの拠点におけるオペレーショナル・レジリエンス、サステナビリティ、ガバナンスとカルチャーにかかる取組みを充実させていく必要があると思料される。

（出所）APRA ‘APRA releases policy and supervision priorities for 2023’

H: EIOPA、損保のインパクト引受にかかるパイロット調査を実施（2月6日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、損害保険商品における気候関連の適応施策（adaptation measures）の実施状況にかかるパイロット調査を行った。その結果、①気候変動や適応施策に対する保険契約者の認識が低いこと、②標準的な保険契約において適応施策の効果をリスクベースで反映することは困難であること、③適応施策には莫大なコストがかかるため、保険契約者がそれに見合うインセンティブを得られないこと、の3つが大きな課題であることが分かった。その他、パイロット調査の主な発見事項等は以下のとおり。

調査の設計	<ul style="list-style-type: none"> 調査の目的：①保険会社が損害保険商品において気候関連の適応施策をどのように勘案しているかを理解するとともに、気候レジリエントな商品のさらなる開発を促進すること、②気候関連の適応施策を健全性規制（ソルベンシーII）において考慮することの適切性を評価すること、の2つ。 気候関連の適応施策の定義：「ロス・イベントに先立って保険契約者が実施する、構造的な施策とサービスで、それらは、気候関連のハザードに対する保険契約者の物理的リスクのエクスポージャーを低減させるものとなる。」と定義される。同定義は、保険契約者や保険会社が自身で実施できる、限定的な費用での小規模な施策に焦点をあてている。 参加保険会社：調査には、14か国から31の損害保険会社が自主的に参加。内訳は、スペインから7社、フランスから5社、ドイツから4社、ベルギーから3社等。 調査の対象とした保険商品：①気候関連のハザードに保障を提供している商品、②気候関
--------------	---

	<p>連の適応施策を実施している商品、③保険契約者が適応措置を講じることに對するインセンティブを付与している商品、など。</p>
<p>主な発見事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 物理的な保険引受リスクに気候変動が与える影響 <ul style="list-style-type: none"> - 財物保険（property insurance）が気候変動の影響を最も受けるほか、自動車（車両以外）、海上、航空、運送（transport）保険なども一定の影響を受ける。個人向けでは、水災関連の保険が最も影響を受け、風災や気温関連のハザードにかかる保険がそれに続く。 - ほとんどの保険会社は、財物保険の料率の引上げを行っていないほか、財物以外の多くの種目において免責の水準の引上げを行っていない。また、ほとんどの保険会社は、気象関連のロス・イベント後において補償範囲の引下げを行っていないほか、気候関連のロス・イベントの約款上の定義の変更も行っていない。 - ほとんどの保険会社は、保険商品において気候関連の特定の免責（exclusions）を設けていない。 - いくつかの保険会社は、保険契約者に対して、実践的なリスク管理の手法にかかる情報を提供したり、気候リスクに対する認識を高めるためのセミナーを開催したりしている。企業向け保険を提供している保険会社の中には、気候関連のリスクへのエクスポージャー、それらのリスクに対するレジリエンスを高めるための手法などについて、企業向けに詳細なレポートを提供している者もある。 • 気候変動への適応にかかる引受実務 <ul style="list-style-type: none"> - 半数の回答者は、気候関連の適応施策を含む、もしくは、それを懲憑する保険商品（財物保険や農業、自動車保険など）を提供している。 - 適応施策として、財物保険にかかるオンサイトのリスク評価サービス、財物保険の契約者に対するデジタル・アラートの提供サービス、自然ベースのソリューションの勘案（屋上庭園を有する場合の財物保険における保険料の割引など。）、気候レジリエントな資材を用いた被害の回復、洪水に対する自動シャッターの設置、等が実施されている。 - 少数の保険会社は、気候関連の適応施策の物理的リスクのエクスポージャーへの影響の見込みを評価していると回答したものの、その影響をどのように評価するかは、多くの保険会社にとっては大きな課題となっている。 - 少数の回答者は、保険契約者による適応施策の実施を懲憑する、明示的な保険料の割引を提供している。他方で、多くの保険会社は、そのような割引に懐疑的であるほか、免責を設けることで保険契約者に適応施策の実施を促すことに否定的である。 • 健全性の観点 <ul style="list-style-type: none"> - 複数の保険会社は、保険料が年次で見直されることから、気候変動が保険料や保険金に与える影響は限定的であると考えている。他方で、気候変動が自らのビジネスに与える影響をモニターするため、トレンド分析を行っている保険会社もある。

	<ul style="list-style-type: none"> - 気候関連の適応施策のリスク削減効果をどの程度資本規制で勘案するかという点について、約1/4の回答者は、適応施策が保険引受リスクに与える影響は健全性の観点からは極めて限定的であると考えている。 - 保険会社は、資本要件の計算において適応施策をリスクベースで認識することができるほどソルベンシーIIの標準的手法に柔軟性はない、と考えている。
--	---

インプリケーション： 損保のインパクト引受にかかる初期的な調査レポートとして、その内容は非常に興味深い。3つの主な発見事項のうち、「標準的な保険契約において適応施策の効果をリスクベースで反映することは困難である」、「適応施策には莫大なコストがかかるため、保険契約者がそれに見合うインセンティブを得られない」という点は、今後、インパクト引受を進めて行く上で検討を要する大きな論点となるものと考えらえる。

(出所) EIOPA ‘Impact underwriting: EIOPA reports on insurers’ use of climate-related adaptation measures in non-life underwriting practices’

I: EIOPA、2022年第3四半期のリスク・ダッシュボードを公表（2月7日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）が公表した2022年第3四半期のリスク・ダッシュボードの概要は以下のとおり。

リスク	水準	傾向 (過去3か月)	アウトルック (今後12か月)	概要
マクロ・リスク	高	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> マクロ関連のリスクは、引き続き、保険セクターに影響を及ぼす。グローバル・レベルでのGDPの成長はさらに低下する。物価の見通しはやや下方修正されたものの、依然として高い水準にある。
信用リスク	中	↓	↗	<ul style="list-style-type: none"> 金融・非金融の無担保債券のCDSスプレッドは低下しているものの、国債および金融機関の担保付債券のそれはわずかに上昇している。保険会社の投資ポートフォリオの信用力は概ね安定している。
市場リスク	高	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 債券市場のボラティリティは高く、また、株式のそれは昨年の平均より高い水準にある。
流動性および調達リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 債券やキャット・ボンドの発行は減少した。
収益性およびソルベンシー	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険会社のSCR比率は2四半期続けて低下、損害保険会社のそれはやや上昇した。将来保険料における期待収益はやや低下している。
相互関連性	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 金利の上昇が続く中、保険会社は、金利の低下をヘッジすることを目的としたデリバティブ・ポジションの損失を実現させている。
保険引受リスク	中	↑	↗	<ul style="list-style-type: none"> 保険引受リスクは上昇傾向にある。生命保険会社の保険料収入の成長率は、前年同期比から低下

				し、マイナス成長となった。損害保険会社のそれは上昇傾向にある。
ESG関連リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社のポートフォリオにおけるグリーン・ボンドの成長率は低下した。気候変動の影響を受けやすい資産へのエクスポージャーの水準には大きな変動はない。
デジタルおよびサイバー・リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> デジタライゼーションとサイバー・リスクの保険会社にとっての重要性に変わりはない。

インプリケーション：第2四半期のリスク・ダッシュボードと比較すると、流動性および調達リスク、収益性およびソルベンシー、ならびに、保険引受リスクのアウトルックが定位から上昇に変更されている点は言及に値する。生命保険会社の保険料収入の成長率が前年比マイナスであること、将来保険料における期待収益の平均値は前年比1ポイント低下していることなど、欧州における生命保険市場の今後の動向が注目される。

(出所) EIOPA ‘Risk Dashboard points to overall resilience in insurance despite high macro and market risks’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301